生駒市法令遵守委員会 平成20年度第5回会議次第

日 時 平成20年10月22日(水) 午後4時から

場 所 生駒市コミュニティセンター 2階205会議室

- 1 開 会
- 2 案 件
 - (1) 都市整備部職員との懇談(意見交換)
 - (2) その他について
- 3 閉 会

平成20年度第5回生駒市法令遵守委員会会議録(要旨)

日 時 平成20年10月22日(水) 午後4時~6時15分場 所 生駒市コミュニティセンター 205会議室(2階) 出席者

(委 員) 秋田仁志委員(兼委員長職務代理者)、河良彦委員

(事務局) 坂野監査委員事務局長、山岡監査委員事務局局長補佐、 三原監査委員事務局係長、窪田監査委員事務局書記

(ヒアリング対象職員)

林都市計画課課長補佐、田保開発指導課課長補佐、 石倉建築指導課課長補佐、上田みどり推進課課長補佐

議 案

- 1 開 会
- 2 案 件
 - (1) 都市整備部職員との懇談(意見交換)
 - (2) その他について
- 3 主な意見等
 - (1) 都市整備部職員との懇談(意見交換)
 - ○「要望等」の認識等について

多くの市職員において、「要望等」とは、要望者自身の利益を向上させるために、また、自身への利益を求める(獲得する)ために、各所属に対して来庁又は架電によって意見等を述べられるものを指すものと認識しているようだ。すなわち、例えば「法令上、設置が不許可と規定されているところに何とかして設置させてほしい」とか「提出書類に係る審査の決裁を \bigcirc 月 \bigcirc 日までに行ってほしい」といった案件については、条例第 2 条第 6 号において規定された「要望等」に該当するように思うが、単なる確認、問い合わせ(例: \triangle △(場所)には設置できるのか教えてほしい)については「要望等」には該当しないのではないかと思う。

なお、打合せの際、話の流れのなかで相手方から「(ゆっくりではなく)なるべく早く(審査してもらうよう)頼むわ」といったような発言がなされる場合もよくあるが、市において法令遵守推進条例を制定した趣旨を踏まえれば、それら日常的なやりとりのなかでなされた発言についてまで厳密に記録する必要はないのではないかと考える。しかし、要望者が威圧的な言い方で「要望等」を申し出られた場合には、「要望等記録票兼報告書」に記録すべきかと思う。ただし、言い方が威圧的だったか否かの判断は「要望等」を受け止める個々の市職員に委ねられることになる。

○『来訪・電話記録簿』の導入等について

今回の試行に協力した市職員からは、『来訪・電話記録簿』を作成する必要性に 懐疑的な感想が聞かれた。新たな事務負担がもたらされることへの抵抗もあるのか もしれない。一方で、1 行程度の記録にすぎないのであまり負担には感じないとい った声も聞かれた。

また、通常の要望ではない不当要求行為については記録するものの、例えば、道路側溝の清掃に係る依頼といった日常業務においてなされる通常の「要望等」について記録することには違和感を覚える市職員もいるようだ。なお、仮に不当要求がなされるとすれば、通常は管理職職員に対してなされることが多いとも考えられるので、法令遵守委員会として、管理職職員が対応した用件に対する報告があれば、ある程度条例の趣旨は充足されるのではないかとも考えられる。

(2) その他について

○ 次回の予定

11月17日(火)又は11月20日(金)午後3時より 意見書案を作成するので、それを踏まえて議論を行うこととする。

4 閉 会